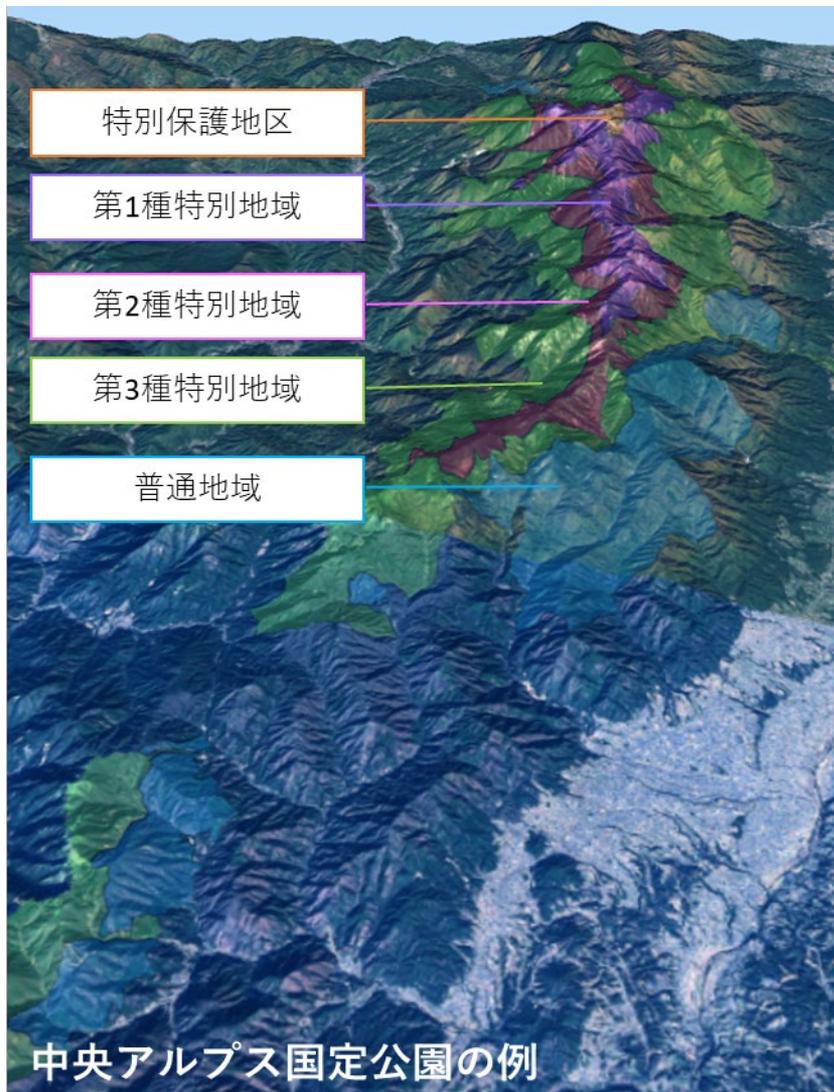
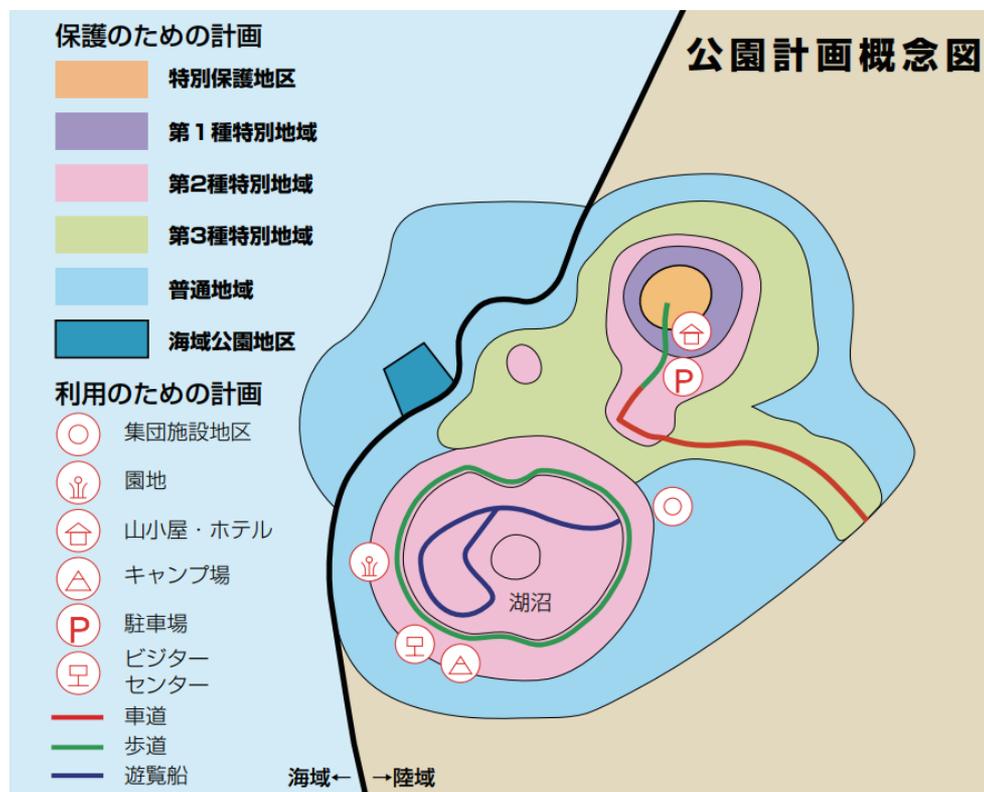


**公園計画及び国立公園事業制度  
の概要について**

# 自然公園法によるゾーニングの概要

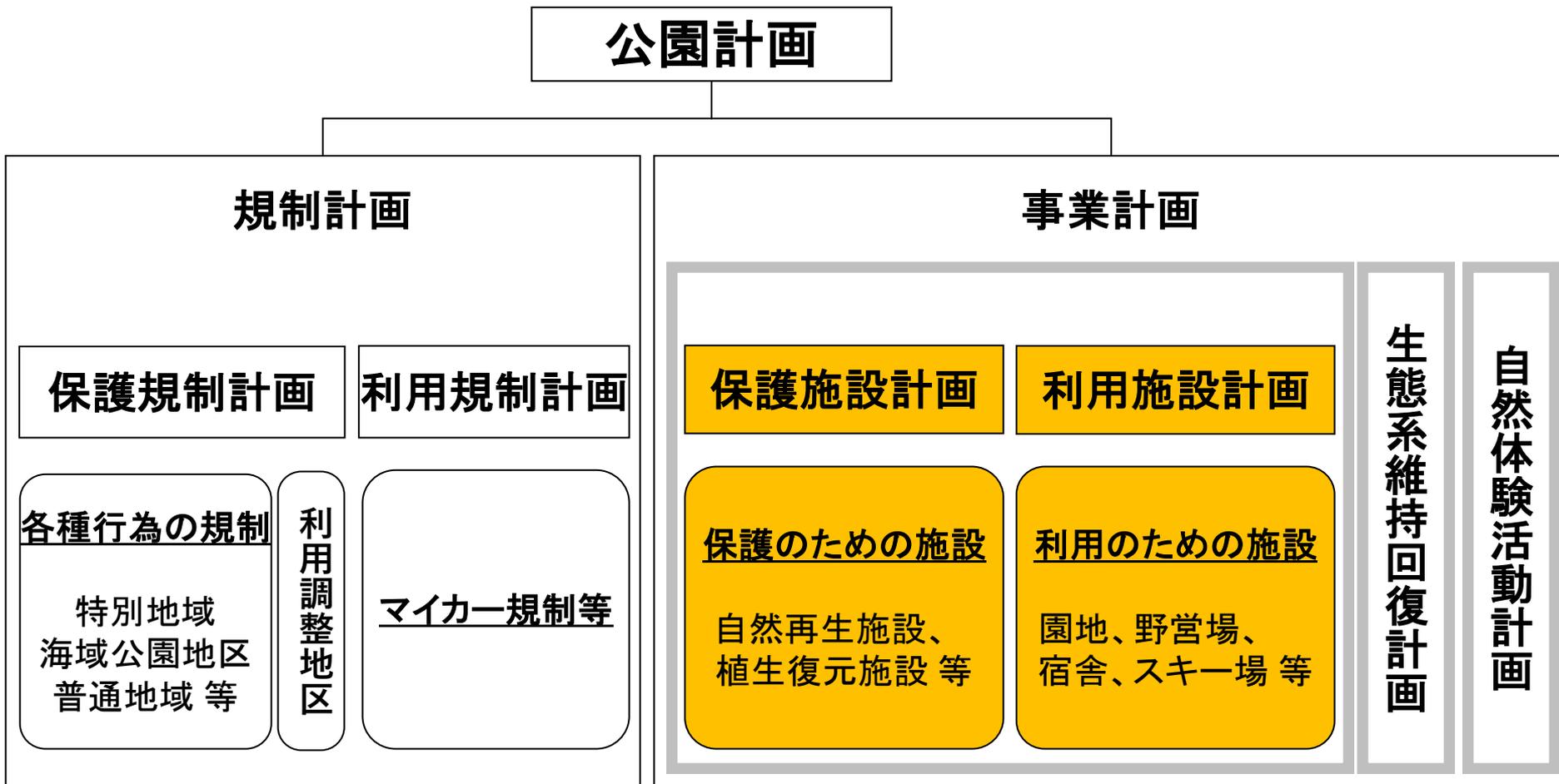


- ・ 保護のための規制は、厳正に保護する特別地域から、大規模な開発のみを規制する普通地域まで、地域の自然環境と農林水産業など利用の状況に配慮して設定
- ・ 自然環境の状況に合わせて、適切な地種区分を設定する



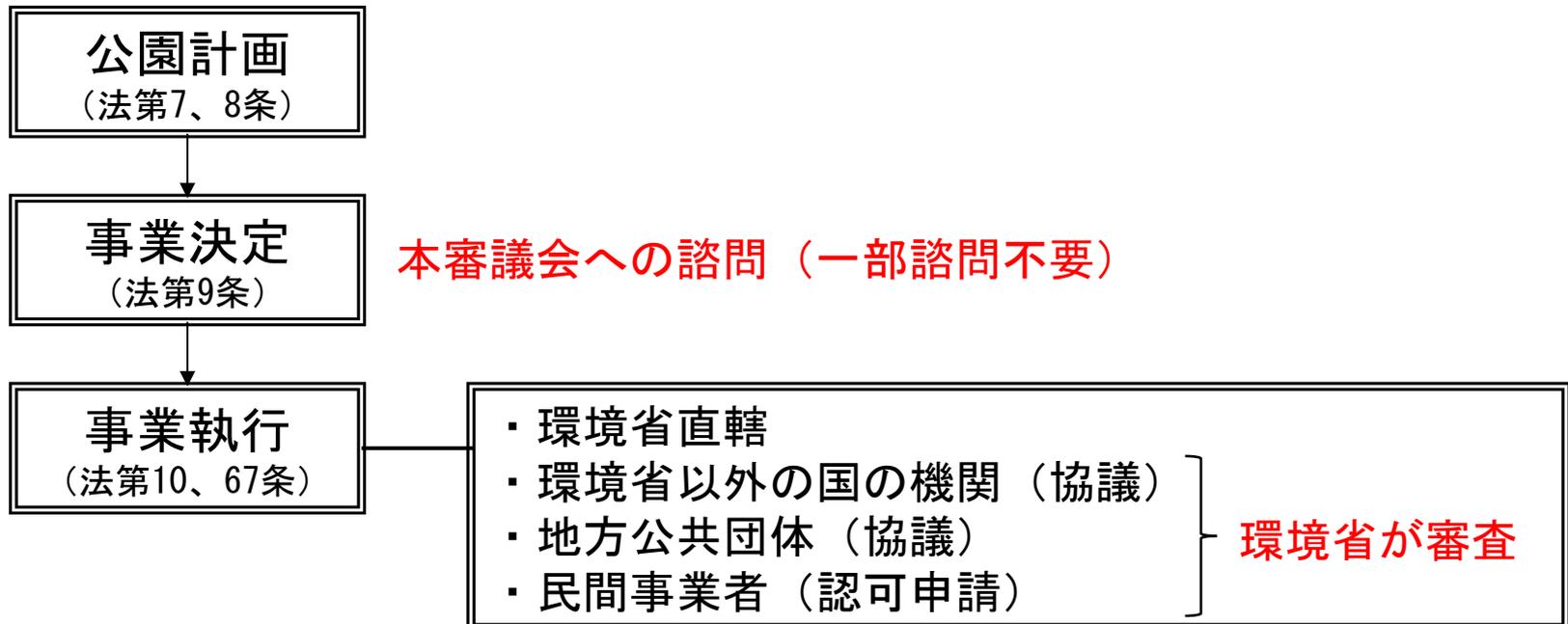
# 自然公園法上の公園事業の位置づけ

～「保護」と「利用」の面から定める「規制」と「事業」の計画～



# 公園事業の執行までの流れ

- ・ 国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に規定される整備方針に基づき、公園事業の執行として積極的に推進
- ・ 利用施設については、公園における多様な利用形態のうち、当該公園にふさわしいものについて積極的にその増進を図るためのもの
- ・ 公園事業は、事業決定時の定められた大綱（規模、位置）の範囲内において、執行が可能



# 公園事業施設の例

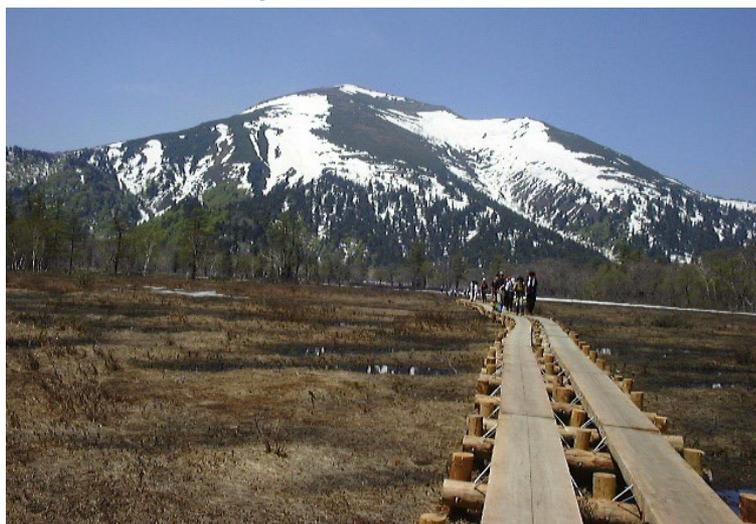
休憩所、宿舎



博物展示施設(ビクターセンター)



歩道(木道)



自然再生施設(防鹿柵)



# 事業決定と事業執行の比較

## 本審議会における審議事項

事業決定		事業執行（認可等）
趣旨	位置及び規模等の整備すべき公園施設の大綱を定めるもの	民間事業者や地方公共団体等が提出した申請（協議）書類を、基準に則って審査し、認可するもの
内容	位置 道路等：路線、起終点 宿舎、駐車場等：区域	事業決定の範囲内において、下記を審査 ・ 執行範囲（面積、距離・区間） ・ 施設の規模（建築面積、高さ）、配置、意匠 ・ 管理方法、運営能力 ・ 付帯工事（造成、修景等）の工法等
	規模 宿舎：区域面積、最大収容人数 車道：路線距離、有効幅員 歩道：路線距離	

### ■ 事業決定における審議の要点（「国立公園事業の決定等取扱要領」による規定）

項目	要領上の規定
事業の決定等の要件等	次に掲げる要件に適合しなければならない。 (1) 国立公園事業の内容が公園計画に適合していること。 (2) 国立公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。 (3) 国立公園事業の執行の見込みがあること。
決定すべき事業の位置及び規模	国立公園の利用動向、利用上の必要性及び風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとする

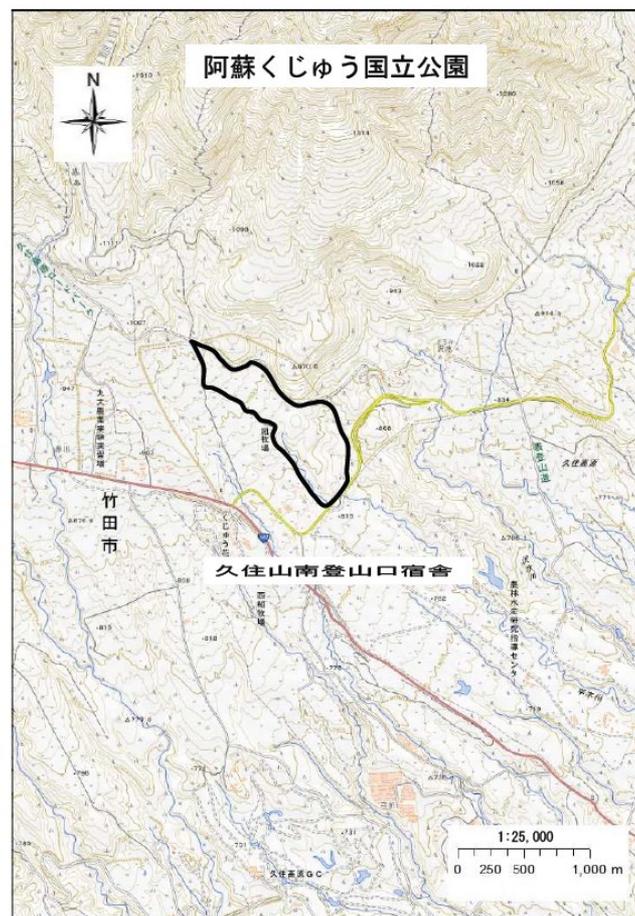
# 参考事例～公園計画書及び事業決定書～

## <公園計画書>

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
130	宿舎	大分県竹田市（久住山南登山口）	阿蘇五岳の雄大な景観と九重山群南麓の自然草地に囲まれた自然環境を活かした滞在拠点として整備する。	令7.2.28告示

## <事業決定書>

阿蘇くじゅう国立公園 事業決定書		環境省告示第17号 令和7年3月4日	
事業決定事項	国立公園事業の名称及び種類	久住山南登山口宿舎	
	国立公園事業の位置	[区域] 大分県竹田市(久住山南登山口)	
	国立公園事業の規模	区域面積 34ha 最大宿泊者数 160人/日	
	添付図面	区域図 1/25,000	
参考事項	公園計画	施設計画	宿舎 環境省告示第9号 令和7年2月28日
		規制計画	第3種特別地域 環境庁告示第115号 令和56年12月14日
	国立公園事業者(予定)	民間	
	工程	新設	
	備考		



測量法に基づく国土地理院院長承認（複製）R.5JHF 450  
本図面を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 参考事例～事業執行時の認可申請書類の例～

様式第1

国立公園事業執行協議書（認可申請書）

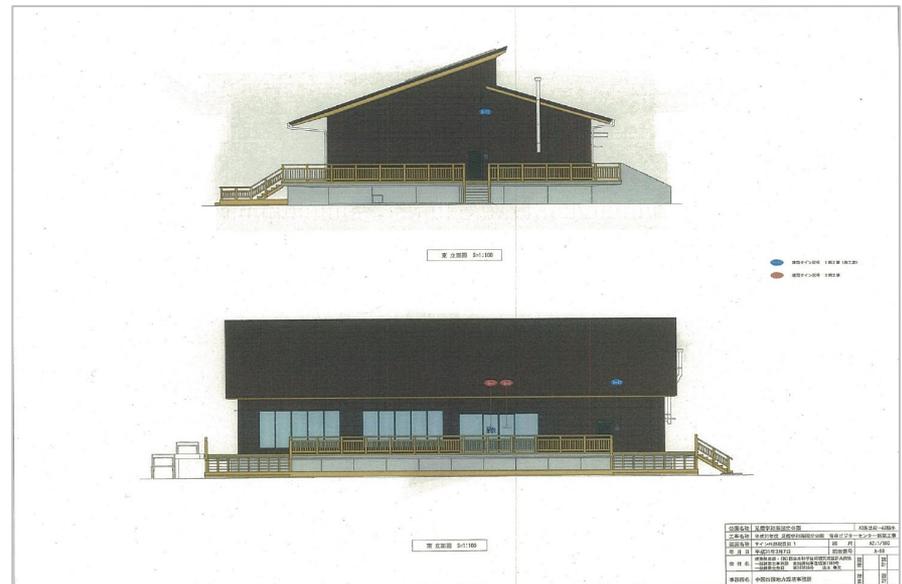
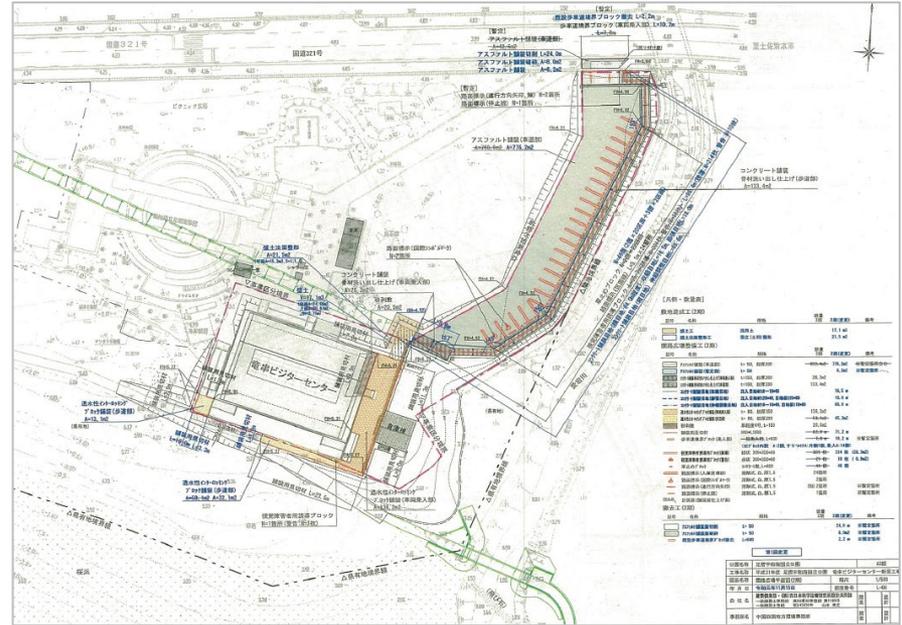
国立公園内において 事業を執行したいので、自然公園法第10条第2項（第3項）の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所  
 〔法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名〕

環境大臣 殿  
 (〇〇地方環境事務所長 殿)  
 (〇〇自然環境事務所長 殿)

公園施設の種別		
公園施設の位置		
公園施設の規模・構造		
公園施設の管理又は経営の方	経営方法	直営 委託（受託者）
	料金徴収	有（標準的な額） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間）
公園施設の供用開始の予定年月日	年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備考		



# (参考) 事業執行認可時の審査基準

## 国立公園事業執行等取扱要領による規定

- (1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
- (2) 国立公園管理運営計画の許認可等取扱方針の規定に適合すること。
- (3) 国立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設がある場合には、当該付帯施設が別添3「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
- (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあっては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
- (7) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であって、分譲型ホテル等に係る通知に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
- (8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
- (9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
- (10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
- (11) 申請等の事項について客観的な拳証資料が示されていること。

## 各国立公園で策定する管理運営計画書

詳細な基準（例：各種工作物のデザイン・色彩、付帯工事の工法等）を設定